

広島県告示第三百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県安芸高田市八千代町下根、同市八千代町向山及び同市八千代町上根地内									
	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法規			
土砂災害警戒区域	余井（七九二六）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	余井（七九二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規			
土砂災害警戒区域	向山（七八五五）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	向山（七八五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規			
土砂災害警戒区域	向山（七八五五）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	向山（七八五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規			
土砂災害警戒区域	向山（七八五四）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	向山（七八五四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規			
土砂災害警戒区域	末石（七九三七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	末石（七九三七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規			
土砂災害警戒区域	末石（七九三七）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	末石（七九三七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規			
土砂災害警戒区域	末石（七九三八）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	末石（七九三八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規			
土砂災害警戒区域	実宗（一二九一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	実宗（一二九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規			
土砂災害警戒区域	実宗（一二九一）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	実宗（一二九一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規			
土砂災害警戒区域	実宗（七九四九）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	実宗（七九四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法規			









根の谷川（ 五六九三隣 ）	土石流	次の図のとおり	根の谷川（ 五六九四）	土石流	次の図のとおり
根の谷川（ 五六九四隣 ）	土石流	次の図のとおり	根の谷川（ 五六九四隣 ）	土石流	次の図のとおり
根の谷川右一 （七〇〇〇 隣a）	土石流	次の図のとおり	根の谷川右一 （七〇〇〇 隣a）	土石流	次の図のとおり
根の谷川右一 （七〇〇〇 隣a）	土石流	次の図のとおり	根の谷川右一 （七〇〇〇 隣a）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。